

定 款 (案)

一般社団法人熊本県空手道連盟

一般社団法人熊本県空手道連盟 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人熊本県空手道連盟と称し、英字表記をKUMAMOTO KARATE-DO FEDERATIONとし、略称をKKFとする。
(以下「本連盟」という。)

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を熊本市に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、熊本県における空手道組織を統轄し、代表する団体として、空手道の健全な発達とその普及を図り、もって熊本県民の身心の錬成に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 空手道の普及・奨励
- (2) 空手道選手・指導者・審判員の養成及び指導・助言
- (3) 大会および講習会等の開催
- (4) 空手道の級位・段位・審判審査会の開催
- (5) 大会等への選手の派遣
- (6) 書籍・機関紙等の刊行物の発行
- (7) 所属団体及び会員への指導・助言
- (8) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 会員及び社員

(構成員)

第5条 当法人は、次の各号の一に該当するものであって、次条の規定により当法人の会員となった団体及び社員総会の議決により承認された有識者をもって構成

する。有識者とは、この定款及び規則を遵守し、本法人と会員の空手道活動に、協力的互恵的に活動できかつ支援及び助言できる者をいう。

- (1) 熊本県に所在し、当法人の目的に賛同する空手道団体で、協議会または各郡市連盟に登録されている団体
 - (2) 熊本県学生空手道連盟に所属する熊本県内の大学空手道部
 - (3) 熊本県高等学校体育連盟に所属する高校空手道部
 - (4) 熊本県中学校体育連盟に所属する中学校空手道部
 - (5) 熊本県内小・中学校長の承認を得た学校空手道団体
- 2 会員のうちから、別に定める申込書を当法人に提出し、社員総会の議決により承認されたものを、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）に定める社員とする。
- 3 代表理事、常任理事（会長、若干名の副会長、専務理事、若干名の副理事長、常務理事、若干名の部会長）及び理事と上記（1）から（4）の各団体代表1名を社員とする。各団体代表の理事選出については規則に定める。

（会員の資格取得）

第6条 当法人の会員になろうとする団体は、理事会の定める様式により申込みをし、その承認を受けなければならない。

（加盟費、会員登録費及び会費）

第7条 当法人の会員となった団体は、理事会の定めるところにより、加盟費、会員登録費及び会費を納入しなければならない。

- 2 加盟費、会員登録費及び会費の額は、社員総会において定める。
- 3 納入した加盟費、会員登録費及び会費は、理由の如何を問わず返還しない。

（脱 退）

第8条 会員は、いつでも脱退することができる。この場合においては、1か月以上前に当法人に対して所定の脱退届を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りではない。

（除名その他の処分）

第9条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなどの処分すべき正当な事由があるときは、理事会の決議を経て、除名又はその他の処分をすることができる。ただし、社員である会員に対する除名は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議によら

なければならない。除名・処分については規則に定める。

(会員の資格喪失)

第10条 前2条により脱退又は除名処分を受けた会員は、当法人に関する一切の権利及び既に取得した資格を喪失する。

(社員名簿)

第11条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名及び処分
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

- 2 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第 16 条 社員総会の議長は、専務理事とする。

(議決権)

第 17 条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(決 議)

第 18 条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 一般法人法第 49 条第 2 項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第 19 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した社員のうちから当該総会において選任された議事録署名人 2 人以上が、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第 4 章 役 員

(役 員)

第 20 条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10 名以上 40 名以内

(2) 監事 1 名以上 3 名以内

2 理事のうち、1 名を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち、若干名を常任理事とし、常任理事のうち、若干名を副会長、1 名を専務理事、若干名を副理事長、1 名を常務理事、若干名を部長とし、それ以外を理事とする。

(役員を選任)

第 21 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定し、代表理事をもって会長とする。

3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(役員制限)

第 22 条 理事のうちには、それぞれの理事について、当該理事と次の各号で定める特殊の関係のある者である理事の合計数が、理事の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。監事についても、同様とする。

- (1) 当該理事の配偶者
- (2) 当該理事の三親等以内の親族
- (3) 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- (4) 当該理事の使用人
- (5) 前各号に掲げる者以外の者で当該理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している者
- (6) 前 3 号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族

(理事の職務及び権限)

第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 25 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第 19 条第 1 項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

5 理事・社員の定年について規則で定める。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事の報酬等は一切支給しない。ただし、規程に基づく日当・交通費等は支給することが出来る。

(責任の一部免除又は限定)

第28条 当法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任について、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

2 当法人は、一般法人法第115条第1項の規定により、理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。）又は監事との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、金10万円以内で当法人があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第5章 理事会

(構成)

第29条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職
- (4) 規則の制定

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、専務理事が招集する。

3 理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議 長)

第 32 条 理事会の議長は、代表理事とする。

(決 議)

第 33 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 9 6 条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 34 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第 9 1 条第 2 項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第 35 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第 36 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 37 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月末日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 38 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 39 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類については、その内容を報告し、第 3 号から第 5 号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第 40 条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第 7 章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第 41 条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。

(解 散)

第 42 条 当法人は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって決議することその他法令に定める事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 43 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 8 章 附 則

(最初の事業年度)

第 44 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和 4 年 3 月末日までとする。

(設立時の役員)

第 45 条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

2 設立時理事は、代表理事・常任理事（副会長若干名・専務理事・副理事長若干名・部会長・常務理事）・理事若干名とする。

設立時理事	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
設立時代表理事	〇〇〇〇		
設立時監事	〇〇〇〇		

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第 46 条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

2 設立時社員は、代表理事、常任理事（会長、若干名の副会長、専務理事、若干名の副理事長、常務理事、若干名の部会長）及び理事と第 2 章第 5 条の（1）から（4）の各団体代表 1 名を社員とする。各団体代表の社員選出については規則に定める。

住 所	
設立時社員	〇〇〇〇
住 所	
設立時社員	〇〇〇〇
住 所	
設立時社員	〇〇〇〇

(法令の準拠)

第 47 条 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人熊本県空手道連盟設立のため、設立時社員〇〇〇〇ほか 名
の定款作成代理人行政書士松岡和孝は、電磁的記録であるこの定款を作成し、こ
れに電子署名をする。

令和〇年〇〇月〇〇日

設立時社員 ○○○○
設立時社員 ○○○○
設立時社員 ○○○○

上記設立時社員 名の定款作成代理人
熊本市北区清水亀井町15-26 上村マンション301号
行政書士 松岡 和孝
(登録番号 第13431734号)